

奈良県訓令第三号

各部課室
各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、令和六年七月十日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（令和六年三月奈良県訓令第二十号）は、令和六年七月九日限り廃止する。

令和六年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

総務部及び県政の運営上重要な事項に関する事。

副知事 福谷健夫の担任意務

- 一 福祉医療部に関する事。
- 二 環境森林部に関する事。
- 三 食農部に関する事。
- 四 会計局に関する事。
- 五 行政委員会（人事委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関する事。

副知事 西村高則の担任意務

- 一 地域創造部に関する事。
- 二 産業部に関する事。
- 三 人事委員会との連絡調整に関する事。

副知事 清水将之の担任意務

- 一 県土マネジメント部に関する事。
- 二 水道局に関する事。
- 三 収用委員会との連絡調整に関する事。